

第4回合併協議会が開催されました。

4月20日、第4回協議会が開催され、前回の協議会で提案された事務事業のすり合わせ調整案「協議会で協議するもの41項目」「協議会に報告し、承認を受けるもの65項目」合計106項目が協議、承認されました。

また、次回の協議会に向けて、合計727項目の調整案が提案されました。

今回、承認されました「協議会で協議するもの41項目」につきまして、その内容を要約してお知らせします。
*詳細につきましては、合併協議会事務局で閲覧できます。

総務関係

1	特別職の身分の取扱い (市町村長・助役・収入役・教育長)	<p>法令の定めるところによります。 新設合併のため、現在の特別職は、合併日の前日に失職となります。</p> <p>【新市の市長】 新市の市長選挙は、新市設置の日から50日以内に行います。</p> <p>【新市の市長職務執行者】 新市の市長が選挙されるまでの間は、市長の不在を防ぐため、4市町村の長であった者の中から、協議により定められた者が新市の市長職務執行者となります。</p> <p>【新市の助役・収入役】 新市の市長が選挙されてから、議会の同意を得て、助役・収入役の選任を行います。 ただし、収入役については、代理者が必要とされるため、合併日に新市の市長職務執行者が収入役職務代理者を指定します。</p> <p>【新市の教育長】 最初の教育長は、教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、新市の市長職務執行者によって臨時に選任された教育委員の互選によって決められます。</p>															
2	特別職の身分の取扱い (教育委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会・公平委員会の委員及び監査委員)	<p>法令の定めるところによります。 新設合併のため、現在の委員は、合併日の前日に失職となります。</p> <p>合併後、新たに選任または選挙されることとなりますが、教育委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会の各委員については、合併時に法令に基づく臨時的な特別選任手続きにより、一定期間その職務を行います。</p>															
3	特別職の報酬の取扱い (市町村長・助役・収入役・教育長)	<p>新市の市長・助役・収入役・教育長の報酬については、下記のとおりとしますが、当分の間10%の抑制措置を行います。</p> <p>新市の市長職務執行者の報酬は、新市の市長の報酬としますが、抑制措置の額とします。</p> <p>なお、すみやかに特別職等報酬審議会において報酬額の協議を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>条例に規定される給料</th> <th>抑制措置適用による支給額(10%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>969,000円/月</td> <td>872,000円/月</td> </tr> <tr> <td>助役</td> <td>788,000円/月</td> <td>709,000円/月</td> </tr> <tr> <td>収入役</td> <td>696,000円/月</td> <td>626,000円/月</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>686,000円/月</td> <td>617,000円/月</td> </tr> </tbody> </table>		条例に規定される給料	抑制措置適用による支給額(10%)	市長	969,000円/月	872,000円/月	助役	788,000円/月	709,000円/月	収入役	696,000円/月	626,000円/月	教育長	686,000円/月	617,000円/月
	条例に規定される給料	抑制措置適用による支給額(10%)															
市長	969,000円/月	872,000円/月															
助役	788,000円/月	709,000円/月															
収入役	696,000円/月	626,000円/月															
教育長	686,000円/月	617,000円/月															
4	特別職の報酬の取扱い (教育委員会の委員・選挙管理委員会の委員・監査委員・固定資産評価審査委員会の委員・公平委員会の委員)	<p>新市の委員の報酬については、下記のとおりとしますが、すみやかに特別職等報酬審議会の協議に準じて、報酬額の協議を行います。 臨時的な委員報酬についても、同額とします。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>委員長 93,400円/月</td> <td>委員 63,700円/月</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の委員</td> <td>委員長 48,200円/月</td> <td>委員 34,900円/月</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>議会議任 46,800円/月</td> <td>識見者 95,500円/月</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会の委員</td> <td>6,500円/日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会の委員</td> <td>6,500円/日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	教育委員会の委員	委員長 93,400円/月	委員 63,700円/月	選挙管理委員会の委員	委員長 48,200円/月	委員 34,900円/月	監査委員	議会議任 46,800円/月	識見者 95,500円/月	固定資産評価審査委員会の委員	6,500円/日		公平委員会の委員	6,500円/日	
教育委員会の委員	委員長 93,400円/月	委員 63,700円/月															
選挙管理委員会の委員	委員長 48,200円/月	委員 34,900円/月															
監査委員	議会議任 46,800円/月	識見者 95,500円/月															
固定資産評価審査委員会の委員	6,500円/日																
公平委員会の委員	6,500円/日																
5	一般職の職員の身分の取扱い	<p>一般職の職員は、合併特例法の規定により、新市の職員として身分を引き継ぎます。</p> <p>佐久下水道組合の職員についても、新市の職員として引き継ぎます。</p>															
6	条例・規則等の取扱い	合併協議会において協議、承認された調整内容に基づき、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備します。															
7	同報無線・公用有線広報	臼田町・浅科村・望月町が実施しています。合併時、3町村の区域で現行どおり実施します。ただし、合併後における情報化の進捗状況を見ながら、そのあり方を検討します。															
8	公用有線広報利用負担金 (望月町有線放送)	望月町が負担しています。合併時、現行どおりとします。															
9	公用有線電話使用負担金 (望月町有線放送)																
10	なんでもポスト	臼田町・浅科村・望月町が実施しています。合併時、現行どおりとします。															
11	金融機関の指定	<p>4市町村間で指定している金融機関に違いがあります。</p> <p>合併時、新市に店舗を置く金融機関であることを前提に指定します。</p> <p>【指定金融機関】㈱八十二銀行 【指定代理金融機関】佐久浅間農業協同組合 【収納代理金融機関】日本郵政公社信越支社、㈱長野銀行、上田信用金庫、長野県信用組合、長野県労働金庫</p>															

総務関係 < つづき >

12	過疎地域自立促進計画	望月町が過疎地域に指定を受け策定しています。合併時、現行どおりとします。 * 市町村の合併があった場合の特例（過疎法） 新市が過疎地域に該当しない場合も、旧過疎地域のみで過疎法上の措置を適用する。
13	個人市町村県民税の賦課	4 市町村とも同様ですが、納期に相違があります。合併時、納期を統一します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">地方税法の改正により、均等割の税率は人口区分が廃止され、3,000 円に統一されました。 地方税法改正前：人口 5 万人以上 2,500 円 人口 5 万人未満 2,000 円 * 今まで、合併すると 3 町村の皆さんは、均等割税額が 500 円高くなるという説明をしていましたが、地方税法改正により、4 市町村とも一律 3,000 円になりました。</div>
14	固定資産評価審査委員会	4 市町村が同様に設置しています。合併時、新市において設置します。

民生関係

15	交流センター使用料	望月町が徴収しています。 合併時、新たな基準を設け使用料を設定します。なお、隣保館と併設のため隣保館使用料と同程度とします。
----	-----------	---

保健福祉関係

16	社会福祉協議会補助金	4 市町村とも実施していますが、補助基準に違いがあります。 合併時、補助交付基準を設け、地域福祉事業に関する人件費・事務費について予算の範囲で補助します。
17	ふれあいのまちづくり事業補助金	佐久市が実施しています。 合併時、地域福祉コーディネーターを設置して地域福祉の企画・調査及び各種相談事業等、地域福祉の充実を図ることを目的に佐久市の例により実施します。
18	ボランティアセンター活動事業補助金	浅科村が実施しています。 合併時、ボランティア活動を推進し、地域の福祉コミュニティ形成を図ることを目的として浅科村の例により実施します。
19	肢体不自由児父母の会補助金	臼田町が実施しています。 新市において、肢体不自由児が加入する身体障害者福祉協会へ補助します。
20	地域支え合い活動組織化モデル事業	臼田町が実施しています。 新市において、社会福祉協議会のボランティア育成等を目的とした各種事業において実施します。
21	福祉教育推進事業	臼田町が実施しています。 新市において、社会福祉協議会の福祉教育推進等を目的とした各種事業において実施します。
22	通園通所費等補助事業（単独分）	浅科村が実施しています。 合併時、県補助事業である「通園通所費補助」等の各種補助事業の利用や、ホームヘルプサービスなど既存サービスの利用促進を図ります。
23	障害児・者施設訪問看護サービス事業	臼田町が実施しています。 合併時、主治医の指示により施設で行なう経管栄養・痰の吸引・導入などの行為に対して助成を行ない、施設に通園通所する障害児・者の保護者等の付添い看護の負担軽減を図り、重度障害児・者等の社会参加を支援するため、臼田町の例により実施します。
24	低所得利用者負担対策	4 市町村とも国の制度に基づき実施していますが、佐久市・臼田町・浅科村と望月町の対象者に違いがあります。合併時、対象者を統一して実施します。

経済関係

25	償却資産の課税免除・不均一課税	低工地区は、佐久市、臼田町、浅科村で同様に実施しています。 農工地区は 4 市町村とも実施していますが、内容に違いがあります。 低工地区の不均一課税は、17 年度課税分で終了となるため、平成 17 年度の税率は 0.56/100 とします。 農工地区については、制度は「農村地域工業等導入促進法」により、税率は初年度 0/100、2 年度 0.28/100、3 年度 0.56/100 とします。
----	-----------------	---

建設関係

26	公園使用料	佐久市・臼田町で徴収していますが、使用料に違いがあります。 合併時、使用料を統一します。
----	-------	---

建設関係<つづき>

27	各種都市計画プラン策定	佐久市・臼田町で策定しています。 都市計画法に基づき、合併後2年以内に都市計画マスタープラン及び都市計画道路整備プログラムの策定を行います。また、合併後2年以内に浅科村・望月町を含めた新市の都市計画区域、準都市計画区域、用途地域の指定の策定を行います。
28	都市公園維持管理	4市町村で実施していますが、禁止行為、委託方法及び委託先に違いがあります。 合併時、禁止行為を新たに定め、委託方法及び委託先については現行どおりとして、合併後2年以内にできる限り一本化する調整を図ります。
29	遊歩道維持管理	佐久市・臼田町・望月町で実施していますが、管理先に違いがあります。 合併時、現行どおりとして、合併後2年以内にできる限り一本化した管理先への調整を図ります。
30	公営住宅駐車場使用料・保証金	4市町村で実施していますが、使用料金・保証金に違いがあります。 合併時、新市において統一します。 ・使用料：近傍同種の駐車場の使用料を限度とし定めます。1台当たり2,000円/月 ・保証金：駐車場使用料の3ヶ月分とします。ただし、保証金は、現入居者からは新たに徴収せず、合併後の入居者から適用します。
31	小規模集合排水処理施設整備計画	望月町が策定しています。 合併後1年以内に生活排水処理基本計画に基づき小規模集合排水処理施設整備計画を策定します。
32	特別会計 (小規模集合排水処理施設整備事業)	望月町が特別会計で実施しています。 合併時、現行どおりとし、新市において、概ね5年以内に公営企業会計に移行します。
33	指定工事店登録等手数料 (公共下水道)	佐久下水道組合(佐久市・臼田町)、浅科村、望月町で手数料が異なります。 合併時、新市において統一します。
34	農業集落排水事業地元負担金	4市町村で実施していますが内容に違いがあります。 合併時、既存施設については現行の内容を尊重し、下記のとおりとします。 ・完了(予定)地区の負担金については、4市町村の例により現行どおりとします。 ・新規加入者の公共マスの設置については、自己負担で設置後、しゅん工検査を受け新市に寄付採納します。 ・新規事業計画地区は、工事費の30%を負担金で徴収します。
35	小規模集合排水処理施設整備事業地元負担金	望月町が実施しています。現在、藤巻地区で実施していますが、工事は完了しています。 合併時、下記のとおりとします。 ・負担金は、65万円とします。 ・新規加入者の公共マスの設置については、自己負担で設置後、しゅん工検査を受け新市に寄付採納します。 ・新規事業計画地区は、農業集落排水事業と同じ工事費の30%を負担金で徴収します。

教育関係

36	市町村費負担臨時教職員等配置事業	4市町村で実施しています。 合併時、学力向上支援加配職員を県の加配が縮小したり、小規模校で加配がつかず、今までの学習展開ができていない学校に対して、学力向上のために教員を配置します。
37	学校給食施設の充実	臼田町・浅科村・望月町は共同調理場方式(センター方式)、佐久市は共同調理場方式と自校給食方式で実施しています。 合併時は、現行どおりとします。なお、自校給食方式の学校については、合併後共同調理場方式への移行を検討していきます。
38	文化会館使用料	浅科村(交流文化館浅科)、望月町(駒の里ふれあいセンター)で徴収していますが、使用料に違いがあります。 合併時、現行どおりとして、新市において他の類似施設との整合性を図ります。
39	女性問題研究会	佐久市が設置しています。合併時、佐久市の例により設置します。
40	地区公民館活動の委託金補助金	4市町村で実施していますが、委託金・補助金額に違いがあります。 合併時、現行どおりとして、合併後3年以内に補助金の調整を図ります。
41	スポーツ大会	4市町村が実施していますが、大会の種類及び参加料金に違いがあります。 大会の種類は住民ニーズを把握して決定するとともに、参加料は統一します。

ホームページを開設しています

合併協議会では、合併協議状況などの情報を広く住民の皆さんに提供するため、ホームページを開設しています。
ぜひご覧ください。

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会事務局

〒385-8501 長野県佐久市大字中込3056(佐久市役所3F)
TEL 0267-62-2111(内線366)/FAX 0267-62-7862
Eメール gappei@city.saku.nagano.jp
ホームページアドレス <http://www.city.saku.nagano.jp/gappei/index.htm>